

平成26年度「電動式生ごみ処理機」の購入補助金制度のご案内

豊橋市では、家庭から出る生ごみの自家処理をすすめ、ごみ量を軽減するために、市民の方が電動式生ごみ処理機を購入した際に補助金を交付しています。なお、補助金は処理機を購入してからの申請で、手続きはとても簡単です。ぜひ、ご利用ください。

◆補助基数 60基（申込順、予算の範囲内）

対象

- 1) 市内に住所（住民登録）を有し、かつ、居住している方
 - 2) 処理機の設置場所を屋内に確保している方
 - 3) 市内の販売業者で処理機を購入した方
 - 4) 処理機により家庭から発生する生ごみを自家処理する方
 - 5) とよはしエコファミリーに登録されている、又は申請時にこれから登録される世帯に属する方
- *処理機は一世帯につき1基を限度とします。同世帯の中に、5年以内にこの制度をご利用した方がいる場合は、補助金が交付されません。

補助金

● 処理機の購入費（消費税含む）の2分の1以内で、上限20,000円

購入費には電源工事代や別売品、処理機の配達費用は含みません。
なお、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

手続き

- 1) 販売店で処理機を購入します。その際、販売証明書も記入してもらいましょう。
- 2) エコファミリーに登録します。（宣言書は、この補助金申請と同時に提出できます。）
- 3) 以下の書類を記入、押印のうえ、下記申込先まで提出（郵送可）してください。
【申請期間】 購入日から2ヶ月以内

⑨期間内に提出しないと補助を受けられない場合があります。ご注意ください。

- 「電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請書」（様式第1）
- 販売店の領収書（原本）又は販売証明書（様式第2）
- 「電動式生ごみ処理機購入補助金請求書」（様式第4）
- メーカーの保証書の写し（購入者氏名・住所等、必要事項を記入のこと）
※販売店の保証書ではなく、必ずメーカーの保証書の写しをご提出ください。
- とよはしエコファミリー宣言書（既に登録されている世帯の方は不要）

お支払い

- 1) 申請者に、市より補助金交付決定通知書が送付されます。
- 2) 申請者の口座に、補助金が振り込まれます。（振込通知書はありませんので通帳に記帳してご確認ください）

その他

- ▼ 下記のようなサービスも行います。
- 「生ごみ減量・活用講習会」を開催します。（参加無料。参加者は別途募集します。）
 - 処理機の上手な活用法を紹介した「生ごみ減量マニュアル」を配布します。

◆お申込・お問合せ先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 環境部 環境政策課（西館5階です）
TEL 51-2417

様式第1

整理番号

電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長様

〒 -
申請者住所 豊橋市

ふりがな

印

氏名

印

電話番号 () -

電動式生ごみ処理機を購入し設置を完了しましたので、豊橋市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。

購入機種	メーカー名	型番
購入店 <small>(市内の店舗に限る)</small>		
購入価格 <small>(消費税を含んだ額)</small>		円
交付申請額		円

○添付書類

- ①領収書（注）又は販売証明書（様式第2）
 - ②メーカーの保証書の写し（住所、氏名、販売店名、販売日記入。感熱紙不可）
- （注）販売業者発行の領収書にはメーカー名、品名、型番、価格（配達料除く）、販売業者名、販売業者住所、代表者名、販売業者印が明記されていること。

様式第4

電動式生ごみ処理機購入補助金請求書

整理番号

豊橋市長様

〒 -
住所 豊橋市

印

氏名

印

電話番号 () -

豊橋市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱第8条の規定により、以下のとおり補助金の交付を請求しますので下記の口座に補助金を振り込んでください。

請求金額		万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---

振込口座	金融機関名	本・支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号
	(フリガナ) 口座名		

（注1）振込口座名と申請者は、同一のものに限ります。

（注2）振込口座名は、個人名のものに限ります。